

山梨県公報

号外第十四号

令和元年

七月十二日

金 曜 日

目 次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○山梨県税条例施行規則及び山梨県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
○山梨県子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例施行規則	八
訓 令	
○山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	九
○山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	一〇
教育委員会	
○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	一〇
人事委員会	
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一一
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	一二
その他	
○山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	一五

規 則

山梨県規則第四号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和

四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

(平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

第二十七条 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第十七条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。))にあつては、条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第四十条第三項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)

三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

山梨県規則第五号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県県税条例施行規則及び山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の八第二項中「有する個人の事業税」の下に「又は自動車税の種別割(証紙徴収の方法により徴収するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を、「により個人の事業税」の下に「又は自動車税の種別割」を加え、同条第三項中「事業税」の下に「又は自動車税の種別割」を加える。

第二十二条の十(見出しを含む。)中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第六十五条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則第十一項中「条例附則第十二条の五第二項」を「条例附則第十二条の五第一項」に改める。

第三号様式(その五)の次に次の一様式を加える。

(その5の2)

山梨県

自動車税（種別割）納税通知書
（口座振替用）

住所
（所在地）・氏名
（名称）

殿

年度

登録番号

納期限
（振替日）

年 月 日

税額
（税率）

円

賦課の根拠

地方税法第145条及び山梨県県
税条例第114条

上記金額を振替納付の届出をされた貴殿の金融機関の口座から振り替えさせていただきます。

年 月 日

山梨県総合県税事務所長

印

○ 納期の末日に振替納付がなかった場合

1 延滞金

納期限の日に振替納付がなかった場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付されない税額（当該税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に、次の（1）及び（2）の期間の区分ごとに当該（1）及び（2）に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として納めなければなりません。

（1） 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。（2）において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合））

（2） 納期限の翌日から1月を経過する日後の期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

2 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

○ この処分に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第六十九号様式から第七十一号様式までの規定中「（漢字）」を「（漢字）」に改める。

第七十九号様式中「（漢字）」を「（漢字）」に改める。

（山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十九年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第五条の八第四項の改正規定を削る。

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第十八条の改正規定を次のように改める。

第十八条中「（漢字）」を「（漢字）」を「特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）」に改める。

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第十九条第三項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

「法人県民税
法人事業税
地方法人特別税
更正・決定・加算金決定通知書
を
特別法人事業税
地方法人特別税
更正・決定・加算金決定通知書
に改める。」

第二十一条の六の見出し中「及び」の下に「特別法人事業税又は」を加え、同条中

「法人県民税
法人事業税
更正・決定・加算金決定通知書
を
特別法人事業税
地方法人特別税
更正・決定・加算金決定通知書
に改める。」

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第二十一条の七の改正規定を次のように改める。

第二十一条の七の見出し中「及び」の下に「特別法人事業税又は」を加え、同条中「（漢字）」を「（漢字）」に改める。

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第十二号様式から第十四号様式までの改正規定を次のように改める。

第十二号様式（（漢字））備考中「及び地方法人特別税」と「及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。）」及び「自動車税及び自動車取得税」と「自動車税」「自動車取得税」中「法人事業税・地方法人特別税」と「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」と「地方法人特別税」と「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」と改める。

第十三号様式（（漢字））備考中「及び地方法人特別税」と「及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。）」及び「自動車税及び自動車取得税」と「自動車税」「自動車取得税」中「法人事業税・地方法人特別税」と「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」と「地方法人特別税」と「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」と改める。

第十四号様式（（漢字））備考中「及び地方法人特別税」と「及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。）」及び「自動車税及び自動車取得税」と「自動車税」「自動車取得税」中「法人事業税・地方法人特別税」と「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」と「地方法人特別税」と「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」と改める。

第十六条様式中
「自動車税
鉾区税
軽油引取税
自動車税（種別割）
鉾区税
を
鉾区税
と改める。」

軽油引取税
特別法人事業税
地方法人特別税

第一条のうち山梨県原税条例施行規則第三十一号様式(その二)の改正規定を次のように改める。

「法人県民税	「法人県民税
第三十一号様式(その二)中	第三十一号様式(その二)中
法人事業税	法人事業税
予納申出書	予納申出書
や	や
地方法人特別税	特別法人事業税
」	」
	地方法人特別税

納申出書 及び「法人事業税・地方法人特別税」や「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」及び「地方法人特別税額」や「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に改める。

第二条のうち山梨県原税条例施行規則第三十四号様式(その一)の第五項中「及び法人事業税」や「、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。)」に改める。

第一条のうち山梨県原税条例施行規則第三十八号様式(その一)備考の改正規定中「及び法人事業税」や「、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。)」に改める。

第一条のうち山梨県原税条例施行規則第三十八号様式(その二)及び同様式(その三)の改正規定を次のように改める。
第三十八号様式(その二)中「自動車税」や「自動車税(種別割)」に改め、同様式(その三)中「法人事業税・地方法人特別税」や「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」及び「地方法人特別税額」や「特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に改める。

第一条のうち山梨県原税条例施行規則第三十九号様式の改正規定を次のように改め

る。
第三十九号様式中「自動車取得税」や「軽油引取税」及び「軽油引取税」や「自動車税(環境性能割)」及び「自動車税」や「自動車税(種別割)」及び「地方法人特別税」や「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改める。
第一条のうち山梨県原税条例施行規則第三十九号様式の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第四十五号様式表面を次のように改める。

第45号様式（第20条の4、第21条の6関係）

第 号
年 月 日

所在地
法人名

殿

山梨県総合県税事務所長 印

法人県民税
法人事業税
特別法人事業税
地方法人特別税
更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり、更正（決定）及び加算金決定したので通知します。この通知による不足金額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		
税目	区分	更正決定による額 (円)	既に納付の確定した額 (円)	差引過不足額 (円)		
法人県民税	法人税割・均等割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①			/	
		法人税割額（税率 %） ②				
		道府県民税の特定寄付金税額控除 ③				
		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④				
		外国の法人税等の額の控除額 ⑤				
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑥				
		利子割額の控除額（⑭） ⑦				
		差引法人税割額（②-③-④-⑤-⑥-⑦） ⑧				
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑨				
		既還付利子割額が過大である場合の納付額（⑰） ⑩				
		均等割額（ × / 12 ） ⑪				
		計（⑧-⑨+⑩+⑪） ⑫				
利子割に 関する	計算内訳	控除されるべき利子割額 ⑬			/	
		控除した利子割額 ⑭				
		控除しきれなかった利子割額 ⑮				
		既に還付した利子割額 ⑯				
		過還付の利子割の納付額 ⑰				
		今回還付利子割額（⑮-⑯） ⑱				
法人事業税	課税標準	年400万円以下の所得金額 ⑲			/	
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑳				
		年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ㉑				
		計（⑲+⑳+㉑） ㉒				
		付加価値額 ㉓				
		資本金等の額 ㉔				
	税額	課税標準	⑲に対する税額（税率 %） ㉕			
			⑳に対する税額（税率 %） ㉖			
			㉑に対する税額（税率 %） ㉗			
			㉒に対する税額（税率 %） ㉘			
			㉓に対する税額（税率 %） ㉙			
			㉔に対する税額（税率 %） ㉚			
			計（㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚） ㉛			
			平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉜			
			事業税の特定寄付金税額控除 ㉝			
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉞						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉟						
条例に基づく課税免除等の税額控除額 ㊱						
計（㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱） ㊲						
特別法人 事業税又は 地方方法	課税標準	基準法人所得割額 ㊳			/	
		基準法人収入割額 ㊴				
		計（㊳+㊴） ㊵				
	税額	㊳に対する税額（税率 %） ㊶				
		㊴に対する税額（税率 %） ㊷				
		計（㊶+㊷） ㊸				
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㊹						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㊺						
計（㊸-㊹-㊺） ㊻						
加算金	区分	計算の基礎となる法人事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (円)	割合 (%)	加算金額 (円)	既に納付の確定した額 (円)	差引過不足額 (円)
		㊼				
		㊽				
		重加算金 ㊾				

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第四十九号様式の二の改正規定中「法人事業税徴収猶予申請書」を「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書」に、「納付すべき事業税額」を「納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額」に改める。

第一条のうち、山梨県県税条例施行規則第九十三号様式の九の次に八様式を加える改正規定のうち第九十三号様式の十一に係る部分中「四〇〇〇〇〇」を削り、第九十三号様式の十二に係る部分中「四〇〇〇〇〇（雑費等）」を削る。

第一条のうち山梨県県税条例施行規則第四百四号様式の改正規定中「四〇〇〇〇〇」に改める」を「削る」に改める。

附則第二項の改正規定中「第三十九号様式」の下に「、第四十五号様式」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県県税条例施行規則第六十五条第一項第四号の改正規定及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中山梨県県税条例施行規則第二十二條の十、第六十九号様式、第七十号様式及び第七十一号様式の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第一条中山梨県県税条例施行規則第七十九号様式の改正規定 令和五年一月一日（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の山梨県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第六号

山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例（令和元年山梨県条例第二号。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第二条 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜（第五条及び第六条において「センター」という。）における児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定による入所に係る定員は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	定員
一 入所部	三〇人
二 通所部	一五人

(健康管理)

第三条 所長は、常に入所者の健康の保持及び衛生の管理に十分留意しなければならない。

(災害防止)

第四条 所長は、非常災害に備え、常に避難設備等の整備を行うとともに、入所者の災害訓練を随時行い、入所者の身体及び生命の保全に努めなければならない。

(帳簿等)

第五条 所長は、センターの管理及び運営の状況を明らかにするため、入所者の処遇に関する帳簿のほか、必要な帳簿等を備え置かなければならない。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令

山梨県訓令第二号

本 庁

出 先 機 関

労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（勤務時間）」を付す。

第二条に見出しとして「（休憩時間）」を付す。

第四条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第十条とする。

第三条に見出しとして「（週休日の振替の特例）」を付し、同条中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）」を「条例」に、「前二条」を「第一条及び第二条」に改め、同条を第九条とし、第二条の次に次の六条を加える。

（疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第三条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

（早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）以下「条例」という。）第八条の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで

又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

2 条例第八条の二第一項第六号の規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第一条の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

（休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例）

第五条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を分割する場合における当該職員の休憩時間は、第二条の規定にかかわらず、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分のほか、第一条に規定する勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

（休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第六条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を短縮する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を十五分繰り下げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を十五分繰り上げた時刻を終業の時刻とする。

（休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第七条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を延長する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間を十五分を単位として延長した時間とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

（休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第八条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後

に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

勤務時間
午前七時から午後三時四十五分まで
午前七時十五分から午後四時まで
午前七時三十分から午後四時十五分まで
午前七時四十五分から午後四時三十分まで
午前八時から午後四時四十五分まで
午前九時から午後五時四十五分まで
午前九時十五分から午後六時まで
午前九時三十分から午後六時十五分まで

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年七月十二日

山梨県教育委員会
教 育 長 市 川 満

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（勤務時間）」を付す。

第二条に見出しとして「（休憩時間）」を付す。

第四条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第十条とする。

第三条に見出しとして「（週休日の振替の特例）」を付し、同条中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）」を「条例」に、「前二条」を「第一条及び第二条」に改め、同条を第九条とし、第二条の次に次の六条を加える。

（疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時

間の特例)

第三条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第八条の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

2 条例第八条の二第一項第六号の規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第一条の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

(休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例)

第五条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を分割する場合における当該職員の休憩時間は、第二条の規定にかかわらず、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分のほか、第一条に規定する勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第六条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を短縮する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を十五分繰り下げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を十五分繰り上げた時刻を終業の時刻とする。

(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第七条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を延長する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時

間については、第二条に規定する休憩時間を十五分を単位として延長した時間とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第八条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。附則の次に次の別表を加える。

別表(第四条関係)

勤務時間
午前七時から午後三時四十五分まで
午前七時十五分から午後四時まで
午前七時三十分から午後四時十五分まで
午前七時四十五分から午後四時三十分まで
午前八時から午後四時四十五分まで
午前九時から午後五時四十五分まで
午前九時十五分から午後六時まで

午前九時三十分から午後六時十五分まで

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号(1)中「炭疽」を「炭疽」に、「鼻疽」を「鼻疽」に改め、同項第三号中「口蹄疫」を「口蹄疫」に、「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「低病原性鳥インフルエンザその他の人事委員会の定める家畜伝染病」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、同項を同条第六

項とし、同条第一項第一号中「第八条の二第二項」を「第八条の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「昭和二十二年法律第六十四号。」を「昭和二十二年法律第六十四号」に改め、同項に次の三号を加える。

四 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻から職員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（交通機関を利用する時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより三十分以上短縮されると認められるとき（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を三十分以上短縮できる場合を除く。）。

五 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

六 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が条例第八条の二第二項第五号に規定する職員に必要と認められる場合

第三条の二第一項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 任命権者は、条例第六条第三項の規定に基づき、同条第一項の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 正規の勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。以下同じ。）（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合、当該移動に要する時間を超えない範囲内

二 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であつて、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。）当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

三 条例第八条の二第二項第五号に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内

4 任命権者は、条例第六条第三項の規定に基づき、同条第一項の休憩時間を置くだ

けでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、当該休憩時間に加え、当該休憩時間に係る時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に、それぞれ次に定める時間の休憩時間を置くことができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 正規の勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（この項の規定により当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれることとなる休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合 一時間

二 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の追加について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であつて、この項の規定により置かれることとなる休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。） 一時間

三 条例第八条の二第一項第五号に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の追加について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 一時間、三十分又は十五分

5 任命権者は、第一項、第二項、第三項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員への照会等によりその内容を確認するものとする。

第三条の二に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、条例第六条第二項の規定に基づき、条例第八条の二第一項第五号に規定する職員から、条例第六条第一項の休憩時間に係る時間帯以外の正規の勤務時間（同条第四項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯にも休憩時間を置くことについて申出があつた場合において、当該休憩時間を置くことが当該職員に必要であると認められ、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第一項の休憩時間を四十五分と十五分に分割することができる。

第五条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八条の三の見出し中「育児を行う場合の」を削り、「子及び職員」を「子等」に改め、同条第一項中「第八条の二第一項」を「第八条の二第二項第一号」に改め、同条第二項中「第三条の二第二項第二号」を「第三条の二第二項第二号」に改め、同条

に次の一項を加える。

3 条例第八条の二第一項第四号の人事委員会規則で定めるものは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）の夜間において授業を行う学部における当該授業その他これに類するものとして人事委員会が定めるものとする。

第八条の四の見出し中「育児を行う職員の」を削り、同条第二項中「午前七時以後」の下に「（条例第八条の二第一項第六号に掲げる職員にあつては、午前七時以後午前九時三十分以前）」を加える。

第八条の五第一項第五号中「第一号、第二号又は前号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 当該請求に係る要介護者が死亡したこと。

六 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅したこと。

第八条の十二を次のように改める。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第八条の十二 第八条の七から第八条の十までの規定（第八条の八第一項第三号から第五号まで、第八条の十第一項第三号から第五号まで及び同条第二項第二号を除く。）は、条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第八条の七第一項中「条例第八条の三第一項」とあるのは「条例第八条の三第四項において準用する同条第一項」と、第八条の八第一項第一号及び第八条の十第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第八条の八第一項第二号及び第八条の十第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第八条の九第一項中「条例第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「条例第八条の三第四項において準用する同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

第十条の二第一項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「学校職員」を「職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「学校職員」を「職員」に、「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

県教育委員会は、条例第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 正規の勤務時間（条例第七条第三項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の一部の時間帯における在宅勤務（学校職員（以下「職員」という。）の住居における勤務をいう。以下同じ。）（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内

二 小学校就学の始期に達するまでの子（条例第九条の二第一項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は条例第十六条第一項に規定する要介護者を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であつて、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。）当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

三 条例第九条の二第一項第五号に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内

2 任命権者は、条例第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、当該休憩時間に加え、当該休憩時間に係る時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に、それぞれ次に定める時間の休憩時間を置くことができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 正規の勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（この項の規定により当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれることとなる休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める時間

イ 一日の勤務時間が七時間四十五分を超える場合 一時間
ロ 一日の勤務時間が六時間を超え七時間四十五分以下である場合 四十五分

二 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は条例第十六条第一項に規定する要介護者を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の追加について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であつて、この項の規定により置かれることとなる休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める時間

イ 一日の勤務時間が七時間四十五分を超える場合 一時間
ロ 一日の勤務時間が六時間を超え七時間四十五分以下である場合 四十五分
三 条例第九条の二第一項第五号に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の追加について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める時間

イ 一日の勤務時間が七時間四十五分を超える場合 一時間、三十分又は十五分
ロ 一日の勤務時間が六時間を超え七時間四十五分以下である場合 四十五分、三十分又は十五分

3 県教育委員会は、第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員への照会等によりその内容を確認するものとする。

第四条第二項中「学校職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改める。
第五条第二項中「（条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条の三の見出し中「育児を行う場合の」を削り、「子及び職員」を「子等」に改め、同条第一項中「第九条の二第一項」を「第九条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「（条例第九条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）」及び「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 条例第九条の二第一項第四号の人事委員会規則で定めるものは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）の夜間において授業を行う学部における当該授業その他これに類するものとして人事委員会が定めるものとする。

第七条の四の見出し中「育児を行う職員の」を削り、同条第二項中「午前七時以後」の下に「（条例第九条の二第一項第六号に掲げる職員にあつては、午前七時以後午前九時三十分以前）」を加える。

第七条の五第一項第五号中「第一号、第二号又は前号」を「前各号」に改め、同号と同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 当該請求に係る要介護者が死亡したこと。

六 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅したこと。

第七条の十二を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条の十二 第七条の七から第七条の十までの規定(第七条の八第一項第三号から第五号まで、第七条の十第一項第三号から第五号まで及び同条第二項第二号を除く。)は、条例第十六条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第七条の七第一項中「条例第九条の三第一項」とあるのは「条例第九条の三第四項において準用する同条第一項」と、第七条の八第一項第一号及び第七条の十第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第七条の八第一項第二号及び第七条の十第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第七条の九第一項中「条例第九条の三第二項又は第三項」とあるのは「条例第九条の三第四項において準用する同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

第九条の二第一項第二号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第三条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第六条第二項」を「第六条第四項」に、「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月十二日

山梨県議会議長 大柴邦彦

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程(平成十八年山梨県議会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(勤務時間)」を付す。

第二条に見出しとして「(休憩時間)」を付す。

第四条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第十条とする。

第三条に見出しとして「(週休日の振替の特例)」を付し、同条中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)」を「条例」に、「前二条」を「第一条及び第二条」に改め、同条を第九条とし、第二条の次に次の六条を加える。

(疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第三条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

(早出遅出勤を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第八条の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

2 条例第八条の二第一項第六号の規定に基づき早出遅出勤を行う職員の勤務時間は、第一条の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

(休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例)

第五条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を分割する場合における当該職員の休憩時間は、第二条の規定にかかわらず、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分のほか、第一条に規定する勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)
 第六条 条例第六条第二項の規定に基づき職員の休憩時間を短縮する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を十五分繰り下げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を十五分繰り上げた時刻を終業の時刻とする。

(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第七条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を延長する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間を十五分を単位として延長した時間とし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第八条 条例第六条第三項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

別表 (第四条関係)

勤務時間
午前七時から午後三時四十五分まで
午前七時十五分から午後四時まで

午前七時三十分から午後四時十五分まで

午前七時四十五分から午後四時三十分まで

午前八時から午後四時四十五分まで

午前九時から午後五時四十五分まで

午前九時十五分から午後六時まで

午前九時三十分から午後六時十五分まで

附則

この訓令は、公布の日から施行する。